個人情報の取扱いに関する協定書

東京都重複多剤服薬管理指導事業実施要綱(令和2年5月22日2福保保国第195号)及び東京都重複多剤服薬管理指導事業実施要領(令和2年5月28日2福保保国第258号)に基づき、モデル区市町村として実施する重複多剤服薬管理プログラムに関する個人情報の保護について、墨田区(以下「甲」という。)と一般社団法人 墨田区薬剤師会(以下「乙」という。)との間に、次の条項により個人情報の取扱いに関する協定を締結する。

(秘密保持義務)

第1条 乙は、甲から提供を受けた個人情報又はこのプログラムの実施において知り得た秘密 を漏らしてはならない。このプログラムの終了後も、また同様とする。

(利用目的による制限)

第2条 乙は、甲から提供を受けた個人情報を、このプログラムの目的の範囲を超えて利用してはならない。

(第三者提供の制限)

第3条 乙は、甲から提供を受けた個人情報を、第三者に提供してはならない。 (複写又は複製の禁止)

第4条 乙は、甲から提供を受けた個人情報を、甲の承諾を得ないで複写し、又は複製してはならない。

(管理)

第5条 乙は、甲から提供を受けた個人情報を厳重に管理し、利用後は適切に返還し、又は復元不可能な方法で廃棄しなければならない。 (調査)

第6条 甲は、このプログラムにおける乙の個人情報の取扱いの状況について確認が必要であると認められる場合には、調査(実地調査を含む。)を実施することができる。乙は、係る調査について、甲に協力しなければならない。

(事故発生時の報告)

- 第7条 乙は、甲から提供を受けた個人情報に関し事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに甲に報告しなければならない。 (遵守)
- 第8条 乙は、甲から提供を受けた個人情報を取り扱う乙の会員に対し、第1条から前条までに定める事項を周知徹底し、遵守させなければならない。

以上、本協定締結の証として本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区 代表者 墨田区長 山本 亨

Z 東京都墨田区向島一丁目27番5号 坂口第三ビル3階 一般社団法人 墨田区薬剤師会

代表者 会長 浅尾 一夫